

令和5年度 税制改正要望(案)

一般社団法人 飯田法人会

新型コロナの感染拡大が世界的にも収束の目途が立たない中で、ロシアによるウクライナ侵攻とエネルギー全般の供給不足に伴う価格上昇など、世界経済は予断を許さない状況にある。我が国においても経済・社会・教育のみならず、日常の生活全般に大きくマイナスの影響がもたらされている。

グローバルな経済構造の中で、コロナ禍やウクライナ侵攻に伴う海外経済の減速や大国の思惑に依る政情変動も相俟って、国内では生産や消費両面から景気の先行きが危惧されている。

このような状況下において、我が国の経済の基を支える中小企業の景気浮揚と、経営基盤の維持や安定拡大への政策的誘導を期待し、中小法人を対象とするこれからの税制について次の通り要望する。

I. 法人税について

1. 法人実効税率

法人実効税率はいまだに先進諸外国と比較した場合に高い水準にあると言え、ビジネスもグローバル化している中で、この高い税率が弊害となっている。

日本企業が海外に流出してしまったり、海外企業が日本でビジネスをすることを妨げる大きな要因となっている。国内企業活動を活性化させ国際競争力を向上させること、また海外からの投資の促進などのためにも、法人実効税の更なる引き下げをすべきである。

また中小企業向けの軽減税率などの税制措置は本則化及び適用課税所得を大幅に引き上げることを要望する。

2. 事業承継税制

中小企業は地域での雇用確保をはじめ、地元経済への貢献度は非常に大きい。相続税の大きな負担は事業承継がままならず、将来的に大きな経済損失を生じてしまう事となる。要件緩和などがなされたが、各種の手続きが複雑なので制度自体の簡素化を求める。

3. 少額減価償却資産の取得価額基準の引き上げなど

令和4年度税制改正において中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期間が2年間延長された。

しかしながら、少額な減価償却資産の損金算入できる取得価額基準は10万円未満だが、これと同時に取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間償却を行う一括償却資産制度や、30万円未満の減価償却資産については年間300万円までは中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により全額損金が認められるなどの諸制度があり、その都度の手続き等の事務が煩雑になっている。

少額の減価償却資産の現行の基準10万円未満を一律30万円未満に引き上げ、事務処理の簡便化や税制の簡素化を図ることを要望する。

4. 電話加入権の無税償却

固定電話の電話加入権は非減価償却資産として貸借対照表に計上されている。利用停止から10年経過時点で自動解約されて、NTTにおいて実質的に消滅している。また電話加入権の売買に資産価値もないため無税償却を要望する。

5. 災害関連税制の確立

新型コロナウイルス感染拡大や多発する地震や河川氾濫等の自然災害の発生により、命ばかりでなく社会、経済に多大な影響を及ぼしている。このような災害等に対処できるような災害関連税制の確立を要望する。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため経済的損失を受ける事業者への各種給付金は、税務上益金として扱われることとなっているが、コロナ禍による厳しい経済状況からポスト・コロナを見据えて国内企業の回復、持続的な成長を支える観点から、実質的に税負担の軽減となる措置を要望する。

6. 中小法人等の欠損金繰越控除期間の見直し

青色欠損金の繰越控除制度については、令和3年度税制改正においてコロナ禍の一時的な控除上限の特例が設けられてはいるが、国際競争力の強化及び広範な投資意欲喚起の観点からは、損金算入額の制限措置の見直し、繰越控除期間の延長又は無期限化といった抜本的な措置の見直しをすべきである。

II. 消費税について

1. 単一課税制度を維持

軽減税率制度は、令和元年10月1日より導入されたが、法人会では従来からの要望通り単一課税制度とすべきであると考える。

軽減税率制度の導入により、各事業者の事務負担を大幅に増加させ、軽減税率導入により税収は減少し社会保障制度へも影響している。消費税の軽減税率制度は、低所得者の逆進性対策を目的で導入したのにもかかわらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で、消費の多い高所得者層に負担軽減効果を与え、本来の機能を果たしていないので廃止すべきである。消費税の税率は単一税率とし、低所得者の逆進性対策は給付措置などによる消費支出の負担軽減策で対応すべきである。

2. 適格請求書等保存方式の導入を再検討すべき

令和5年10月から実施が予定されている適格請求書等保存方式については、導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがあり、経済から淘汰され存続できなくなる。また、仕入税額控除の可否を判断し税務処理するために増加する事務負担は極めて大きく経済的な損失となり対応が困難である。

加えて、コロナ禍で極めて厳しい経営状況にあり死活問題に直面している中小事業者にとっては経済的負担がさらに生じることとなることから、当面は現行方式を継続し中小企業者の負担軽減措置が講じられるまで導入を延期する事を要望する。

Ⅲ. その他

1. 電子帳簿保存法の導入時期の再検討を要望

中小法人にとって電子帳簿保存法の導入は必ずしも経済的合理性がなく、かえって事務負担等が増大するだけである。経済界・中小法人間においても今後デジタル化は加速していくことが予測されるが、経済界でのデジタル化の普及の時期に合わせるような税制としての導入を再検討すべきである。

2. 印紙税

電子取引が一般化しペーパーレスが進展しているなかで、紙ベースを媒体とする文書だけ課税する印紙税は公平性に欠ける。廃止するか、なお一層の負担軽減を図るべきである。

3. その他間接諸税

酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税の負担は、消費税10%の実施により更に重くなった。消費税との二重課税の状態にある酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税を廃止すべきである。